

介護保険 主治医意見書作成料請求書

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

保険者番号	3	7			
-------	---	---	--	--	--

被 保 険 者	被保険者番号										
	(フリガナ) 氏名										
	生年月日	1 明治	2 大正	3 昭和	性別	1 男	2 女				
	年	月	日								

請 求 医 療 機 関	事業所番号	3	7								
	事業所名称										
	所在地	〒		-							
	電話番号	()									

作成依頼書	平成		年		月		日	依頼番号								保 険 者 確 認	※
意見書作成日	平成		年		月		日	意見書送付日	平成		年		月		日		

意見書作成料	種別	1 在宅	2 施設	1 新規	2 継続	金額					円
--------	----	------	------	------	------	----	--	--	--	--	---

診 断 ・ 検 査 費 用	内 訳	点 数	摘 要					円
	検 査	診 断						
胸部単純X線撮影								
血液一般検査								
血液化学検査								
尿中一般物質定性・半定量検査								
	合 計			点数合計×10円				円

請 求 額	意見書作成料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合 計					円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書に記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る。）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【 医師の判断に基づき行う検査の範囲 】

- ・ 胸部単純X線撮影
- ・ 血液一般検査
- ・ 血液化学検査
- ・ 尿中一般物質定性・半定量検査

※印の欄は記入しないでください。